

栃木県生活環境の保全等に関する条例に基づく悪臭に係る特定施設一覧表（条例施行規則第4条 別表第1
 (6)）

番号	特定施設
1	獣畜、魚介類又は鳥類の臓器、骨皮、羽毛等を原料とする飼料又は肥料の製造の用に供する施設であって次に掲げるもの ア原料置場 イ煮沸施設 ウ乾燥施設 エ混合施設
2	パルプの製造の用に供する施設であって次に掲げるもの ア蒸解施設 イ薬液濃縮施設 ウ薬品回収ボイラー エ洗淨施設
3	200頭以上の豚(生後5ヶ月未満の豚を除く。)の飼養の用に供する施設
4	3,000羽以上の鶏(生後30日未満のひなを除く。)の飼養の用に供する施設
5	動物性油脂又はゼラチンの製造の用に供する施設であって次に掲げるもの ア原料置場 イ煮沸施設
6	皮革の製造の用に供する施設であって次に掲げるもの ア原料置場 イ洗淨施設 ウ脱灰施設
7	鶏ふんの乾燥の用に供する施設であって次に掲げるもの ア生ふん置場 イ生ふん処理施設(1日の処理能力が500キログラム以上のものに限る。)
8	医薬品の製造の用に供する施設であって次に掲げるもの ア原料分解施設 イ反応施設